

私たちのまち倉敷市は、清流豊かな高梁川、風光明媚めいびな瀬戸内海、そしてゆるやかな丘陵等すばらしい自然環境に恵まれています。

このような豊かな自然のもと、文化薫るまち、産業の栄えるまちとして、今日まで育はぐくんできた先人たちの功績は、私たちにとってかけがえのない資産であり誇りであります。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動や、物質的な豊かさを求める生活様式は、環境への負荷を増大させ、ひいては、すべての生物の生活基盤となる地球の環境にも重大な影響を及ぼしています。

もとより、多くの命を育はぐくんできた恵み豊かな地球をかけがえのないものとして守り、その恩恵を享受するとともに、次の世代へと引き継いでいくことは、私たちの使命であります。

私たちは、このことを深く自覚し、すべての市民の自主的な参加と協働により、自然と人とが共に生きる快適な環境を守り、創つくり、育てていかなければなりません。

ここに、健全で恵み豊かな環境を享受できる倉敷市の実現を図るため、この条例を制定します。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創造(以下「環境の保全等」という。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生が確保されるとともに、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加の下に行われなければならない。

3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、地域の環境保全を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、環境の保全等を積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、本市の自然的・社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、その事業活動に係る廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の排出、生活排水等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全等に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する施策を策定し、実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の有機的連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌、動植物その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持する。

(2) 生態系の多様性の確保,野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに,地域の特性に応じて,森林,農地,水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全することにより,人と自然との豊かなふれあいを確保する。

(3) 歴史的・文化的遺産を保存し,その活用を図るとともに,地域の個性を生かした美しい景観を形成することにより,潤いと安らぎのある都市環境を創造する。

(環境基本計画)

第8条 市長は,環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため,倉敷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は,次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか,環境の保全等に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は,環境基本計画を定めるに当たっては,市民及び事業者の意見を反映できるように必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は,環境基本計画を定めるに当たっては,あらかじめ倉敷市環境審議会条例(平成11年倉敷市条例第1号)に規定する倉敷市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は,環境基本計画を定めたときは,遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は,環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は,市民に環境の状況及び環境の保全等に関する施策の状況等を明らかにするため,毎年度,年次報告書を作成し,公表しなければならない。

第3章 環境の保全等に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は,環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し,実施するに当たっては,環境の保全等について十分配慮しなければならない。

(規制の措置等)

第11条 市は,公害を防止するため,公害の原因となる行為に関し,必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか,市は,環境の保全上の支障を防止するため,必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備)

第 12 条 市は、環境の保全に関する公共的施設の整備を推進するものとする。

(環境資源の活用等)

第 13 条 市は、潤いと安らぎを与える海、河川、ため池等の水辺や緑等の自然的資源、先人から引き継いだ歴史的資源、美しい町並み等の景観的資源等の環境資源を確保し、活用に努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第 14 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第 15 条 市は、すべての日常生活及び事業活動において、地球環境の保全が積極的に推進されるように、施策の推進に努めなければならない。

(環境教育・学習の振興等)

第 16 条 市は、市民及び事業者が自ら環境の保全等についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減のための活動が促進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 17 条 市は、市民、事業者又は民間団体(以下「民間団体等」という。)の環境の保全等に関する自発的な活動を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 市は、第 16 条に規定する環境に関する教育及び学習を振興するとともに、民間団体等の自発的な活動を促進するため、個人、法人その他のものの権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(指導、助言及び助成)

第 19 条 市は、環境の保全等のために必要があると認めるときは、民間団体等に対し、指導、助言及び助成を行うことができる。

(調査の実施等)

第 20 条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 21 条 市は、環境の保全等に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び岡山県その他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 倉敷市自然環境保全条例(昭和 49 年倉敷市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条を次のように改める。

第 12 条 削除